

白井市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和8年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和8年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	04-229	根字木戸前1029番154	根字木戸前1029番160
		根字清水口1699番67	
2	12-224	富士字栄116番3	富士字栄116番3
		富士字栄116番1	

白井市告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のとおり変更した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和8年3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和8年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



整理 番号	旧新 別	路線名	起 点		重要な経過地
			終 点		
1	旧	08-006	中字稲荷80番1	中字稲荷80番6	
	新	08-006	中字稲荷80番1	中字稲荷80番6	

白井市告示第 36 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、
道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和 8 年
3 月 31 日から 3 週間、縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

白井市長 笠井 喜久雄



1 道路の種類 市道

2 路線名、区域並びに敷地の幅員及びその延長

整理 番号	路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
1	04-229	根字木戸前 1029 番 154 から 根字清水口 1699 番 67 まで	6.00 m ~10.00 m	142.20 m
2	12-224	富士字栄 116 番 3 から 富士字栄 116 番 1 まで	6.00 m ~8.30 m	59.70 m

白井市告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和8年
3月31日から3週間、縦覧に供する。

令和8年3月31日

白井市長 笠井 喜久 雄



1 道路の種類 市道

2 路線名、変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

整理 番号	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	延 長
1	04-030	根1969番から	前	5.20 m ~5.90 m	229.00 m
		根1967番14まで	後	4.50 m ~6.00 m	229.00 m
2	04-039	根153番1から	前	4.40 m ~11.30 m	398.30 m
		堀込3丁目3番20まで	後	4.20 m ~9.90 m	403.40 m
3	07-002	富塚1138番1から	前	3.60 m ~4.50 m	1,226.80 m
		富塚46番1まで	後	3.00 m ~4.70 m	1,227.00 m
4	08-006	中宇稻荷80番1から	前	3.70 m ~3.80 m	173.20 m
		中宇稻荷80番6まで	後	2.70 m ~8.00 m	105.70 m
5	08-020	中178番9から	前	6.60 m ~7.40 m	410.20 m
		中181番2まで	後	5.90 m ~7.40 m	410.10 m
6	12-005	富士227番から	前	3.80 m ~6.00 m	453.50 m
		富士189番14まで	後	3.80 m ~6.60 m	453.60 m
7	12-046	富士22番2から	前	2.40 m ~4.70 m	1,164.70 m
		富士118番27まで	後	2.90 m ~4.60 m	1,164.70 m
8	13-017	平塚1365番から	前	3.80 m ~4.60 m	740.90 m
		平塚1524番1まで	後	3.60 m ~14.00 m	740.90 m
9	21-026	根164番1から	前	6.00 m ~6.00 m	201.10 m
		堀込3丁目165番3まで	後	6.00 m ~6.00 m	199.40 m
10	21-027	堀込3丁目165番37から	前	6.00 m ~6.00 m	134.00 m
		堀込3丁目165番5まで	後	6.00 m ~6.00 m	132.10 m
11	21-028	堀込3丁目3番20から	前	4.00 m ~6.00 m	89.60 m
		根165番2まで	後	6.00 m ~8.50 m	89.60 m

12	21-029	根字笹塚165番2から	前	6.00 m ~8.00 m	95.80 m
		根字笹塚165番63まで	後	6.00 m ~13.10 m	95.20 m
13	23-007	南山3丁目84番3から	前	5.90 m ~9.10 m	57.20 m
		復768番2まで	後	6.00 m ~8.00 m	51.00 m



白井市告示第 38 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、白井市役所都市建設部道路課において、令和 8 年 3 月 31 日から 3 週間、縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

白井市長 笠井 喜久 雄



整理 番号	路線名	供用開始の区間	
1	04-030	根1969番から	根1967番14まで
2	04-039	根153番1から	堀込3丁目3番20まで
3	04-229	根字木戸前1029番154から	根字清水口1699番67まで
4	07-002	富塚1138番1から	富塚46番1まで
5	08-020	中178番9から	中181番2まで
6	12-005	富士227番から	富士189番14まで
7	12-046	富士22番2から	富士118番27まで
8	12-224	富士字栄116番3から	富士字栄116番1まで
9	13-017	平塚1365番から	平塚1524番1まで
10	21-026	根164番1から	堀込3丁目165番3まで
11	21-027	堀込3丁目165番37から	堀込3丁目165番5まで
12	21-028	堀込3丁目3番20から	根165番2まで
13	21-029	根字笹塚165番2から	根字笹塚165番63まで
14	23-007	南山3丁目84番3から	復768番2まで

